

特定非営利活動法人 自然環境ネットワーク SAREN 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、特定非営利活動法人 自然環境ネットワーク SAREN(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条

本会は、主たる事務所を、広島県広島市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条

本会は、中・四国を中心とした自然的・歴史的・文化的な環境を、永続的に保護・継承しながら、地域の保全と振興を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

本会は、前条の目的を、達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条

本会は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 自然環境の保全・活用等を推進する事業
- (2) 自然・文化を活かすための支援事業
- (3) 地域振興と調和を図る総合的企画事業
- (4) 環境負荷軽減に関する推進事業
- (5) 農林水産資源等の活用推進事業
- (6) 国内外の観光客誘致の推進事業
- (7) 瀬戸内海の島々の振興を図る事業
- (8) 関連する団体または個人との交流促進事業
- (9) 各種財物を保全するための有益な事業
- (10) 行政・企業・団体に対する提言事業
- (11) 本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条

本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人または団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会し、専門的助言や情報提供、案内、解説指導等の活動を通じて事業に協力する個人または団体

(入会および会員資格)

第7条

入会しようとするものは、理事長が別に定める「入会申込書」に、必要事項を記入の上、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、(1)または(2)、かつ、(3)(4)の両方の条件を満たす場合は、入会を認める。

- (1) 本会の趣旨に賛同する者であること
 - (2) 本会の活動に必要な知識・技能を有する者またはその見込みのある者
 - (3) 理事長が別に定める年間の最低活動日数を満たす活動が出来る者またはその見込みある者
 - (4) 法第20条の欠格事由にあたらぬ者
- 3 理事長は、資格要件に抵触する場合は 拒否理由を付した書面により、本人に速やかに通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条

会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条

会員が次の各号の一に該当する時は、会員資格を喪失する。

- (1) 「退会届」を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 本会が解散または消滅したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 年会費納入を3年連続して怠ったとき、または3年間にわたり連絡先不明なとき

(退会および休会)

第10条

- (1) 会員は理事長が別に定める「退会届」を理事長に提出することによって、任意に退会することができる
- (2) 休会は 遠隔地等への転勤その他会員活動が 出来なくなった場合 別途定める「休会届」に必要事項記入し 理事長に提出することとする
- (3) なお休会者が 再入会するときは 通常の入会手続きと同様によることとする

(除名)

第11条

会員が、次の各号の一に該当する場合は、理事会の決議により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき
- (2) 本会の運営等に関し 妨害行為を行うとき、または会の運営を 著しく損なう恐れのあるとき
- (3) 法第20条の欠格事由に当たることが 判明したとき

(抛出金の不返還)

第12条

既納の入会金、会費その他の抛出金品は、事由の如何を問わず返還しない。

第4章 役員

(役員および定数)

第13条

本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上20人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事の内1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(役員を選任等)

第14条

理事および監事は総会において、正会員の中から、選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事または本会の職員を、兼務できない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員職務)

第15条

理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に支障あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款に定められたこと、及び理事会の議決に基づいて、本会の業務を、遂行する。
- 4 監事は、次の業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産状況を監査すること
 - (3) 本会の決算書を監査すること
 - (4) 監査の結果報告について、必要がある場合に、総会を招集すること
 - (5) 監査の結果、本会の業務または財産に関し、不正な行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを確認した場合はこれを総会または所轄庁に報告する
 - (6) 理事の業務執行の状況または本会の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期等)

第16条

役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、その総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了時に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。
- 3 補欠のため、または増員によって、期の途中で就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間と同じとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者を選任するまでは、その職務を行わねばならない。

(欠員補充)

第17条

役員定数の、3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞無く補充しなければならない。

(解任)

第18条

役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき

(報酬等)

第19条

役員は、その総数の3分の1の範囲で、報酬を受けることができる。

- 2 役員は、その職務を遂行するために要した費用を請求し、弁済を受けることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会種別)

第20条

総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第21条

総会は、正会員をもって構成する。

(総会権能)

第22条

総会の付議事項は、次の通りとする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 役員を選任または解任、担当職務 および報酬
- (7) 入会金および会費額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって返還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担並びに権利の放棄

(開催)

第23条

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に該当する場合に、開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 会員の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面、FAX、Eメールをもって、招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号により、監事から招集があったとき

(招集)

第24条

総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 招集は、会議の日時・場所・目的および審議事項を記載した書面をもって通知する。

3 招集の通知時期は、次による。

- (1) 通常総会は、少なくとも30日前までに通知する
- (2) 第23条第2項第2号の請求による場合は、受理した日から30日以内に通知する
- (3) その他の招集については、緊急度に応じるが、少なくとも5日前までに通知する

(議長)

第25条

総会の議長は、総会に出席した正会員の中から、選任する。

(定足数)

第26条

総会の定足数は、正会員総数の2分の1以上の出席とする。

(議決)

第27条

総会の議決事項は、第24条第2項により予め通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

なお、本定款で別途規定ある場合は、それに従う。

(表決権等)

第28条

正会員の表決権は、個人・団体会員とも平等とする。

2 やむをえない事由で総会に出席できない正会員は、予め通知した事項について、書面、FAX、Eメールにより表決し、または他の出席する会員を代理人として、表決を委任することができる。

3 前項により表決した正会員は、第26条、第27条第2項において 出席したものとみなす。

4 付議事項について、特別な関係を有する正会員は、その事項の議決に参加できない。

(議事録)

第29条

総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数。(書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において、選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会員の除名
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面、FAX、Eメールにより、招集請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号及び第6号の規定により監事からの招集請求があったとき

(招集)

第33条

理事会は、会費の日時・場所・目的および審議事項を記載した書面、FAX、Eメールにより、理事長が招集する。

- (1) 次の(2)号を除き、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない
なお、軽微なもの、緊急を要するものについては この限りではない
- (2) 第32条第3号の監事からの請求の場合は、請求を受けて30日以内に通知しなければならない

(議長)

第34条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条

理事会の議決事項は、第33条第1項により予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条

各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむをえない事由により理事会に欠席する理事は、予め通知された事項について書面をもって、表決することができる。
- 3 前項により表決した理事は、前条2項について 出席したものとみなす。
- 4 審議事項について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に参加できない。
- 5 簡単な事項、または急を要する事項について、理事が書面、FAX、Eメールにより賛否を示すことにより、理事会の議決に、代えることができる。

(議事録)

第37条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を、作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者および出席者氏名(書面表決者については、その旨を付記する。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第38条

本会の資産は、次の各号をもって、構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 賛助金および寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条

本会の資産は、特定非営利活動に関する資産の1種とする。

(資産管理)

第40条

本会の資産は、理事長が管理する。

管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別途定める。

(会計の原則)

第41条

本会の会計は、法第27条各号の原則に従って行う。

(会計の区分)

第42条

本会の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計の1種とする。

(事業計画および予算)

第43条

本会の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条

やむをえない事由により、前条の予算が成立しないとき、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費およびその使用)

第45条

予算超過、または予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費の使用は、理事会の承認を必要とする。

(予算の追加または変更)

第46条

やむを得ない事由で新たな予算の必要が生じたとき、理事会の議決を経て、予算の追加

および更正ができる。
但し、その変更内容が100万円を越える場合は、総会の議決を必要とする。

(事業報告および決算)

第47条

本会の決算に関する事業報告書・活動計算書・貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を出したときは、次事業年度に繰り越す。

(事業年度)

第48条

本会の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(臨機の措置)

第49条

予算をもって定めるものの他に、新たな義務の負担、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更・解散および合併

(定款の変更)

第50条

本会の定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を必要とする。

又、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には所轄庁の認証を得なければならない

(解散)

第51条

本会は、次の各号の事由により総会の議決をもって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の自由によりこの法人が解散するとは、正会員数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号による解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条

本会が解散(合併または破産手続開始の決定による解散の除く)したときの残余財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会の議決により選定された団体に譲渡する。

(合併)

第53条

本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条

本会の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに記載して行う。

第10章 雑則

第55条

本会は、事務処理を行うため事務局を置き、職員を採用できる。
2 事務局の職員は、理事長が任免する。

(細則)

第56条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(評議員、顧問、賛助会員)

第57条

本会の事業推進を円滑に図るため、理事長は、評議員、顧問、賛助会員を、委嘱できる。

- (1) 評議員 正会員の中で、専門的な識見を有し、講師などの指導者としての活動が見込まれる者
- (2) 顧問 正会員でない、外部の有識者で 本会の活動に対し、指導、支援を行うと見込まれる個人

附則

この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	脇山	功
副理事長	金山	芳之
同	平田	攻
同	呼坂	達夫
理事	新井	章吾
同	飯田	知彦
同	金本	俊昭
同	清田	耕司
同	徳岡	誠人

監事	加用	誠男
同	西川	直子

- 3 この法人の設立当初の役員は、第16項第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成23年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支計画は、第43条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年5月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 正会員(個人)	入会金	0円	年会費	5,000円
(2) 正会員(団体)	入会金	0円	年会費	30,000円
(3) 賛助会員(個人)	入会金	0円	年会費	3,000円
(4) 賛助会員(団体)	入会金	0円	年会費	3,000円

本定款の履歴

(施行開始)

平成22年11月22日(法人設立登記)

(改定履歴)

平成27年 7月25日 特定非営利活動促進法改正に伴う一部変更(11月5日 広島市認証)

平成28年 7月31日 第4章第16条(役員任期等)の一部変更(12月26日 広島市認証)

平成30年 7月28日 第9章第54条(公告の方法)の一部変更(月 日 広島市認証)

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

広島市中区光南二丁目2-6

特定非営利活動法人

自然環境ネットワーク SAREN

理事長 脇山 功

